

全日 U-12サッカーリーグ(in 沖縄県)

2018年 那覇地区／那覇市少年サッカー教育リーグ 運営要項

1.運営委員は、運営委員会の決議による運営を管理する

2.運営委員

ア、運営委員は、次の職務を分担し運営の円滑をはかる

事務局

庶務一般、通達事項、渉外事項、チーム指導

記録(広報)

会議記録・競技記録の管理と広報一般(各節毎の順位報告など)

会計

出納業務

競技・運営

各リーグの統括及び運営日程編成、グラウンドの手配及び使用注意、運営指導

※会場について、可能な限り芝生を確保するように努力する。但し、芝の会場確保が1会場のみの場合(会場の質に差があるとき)は、1・2部制の意味と将来を考慮し、原則的に1部優先で会場を割り当てるものとする

審判

審判割当て及び審判指導

福利

開会式・閉会式(表彰式)反省会・激励会等の企画運営

規律

規律に関すること

イ、運営委員会は、加盟団体登録名簿、役員名簿、競技記録を備えておく

ウ、運営委員会は、問題事項の解決と処理のために規律委員会を設置する

3.運営委員及び指導者の責務

各参加チームの運営委員及び指導者<顧問・監督・責任者>は、チームを統括し、運営委員会の決議事項を遵守すべくチームの指導育成に努める

4.試合の運営

試合の運営に当たっては、担当運営委員及び担当チームがその責任において一切を統括する

5.担当運営委員及び担当チームの任務

①当日の試合運営上の一切の権限を有する

②当日の初戦の開始30分前までにはコートの設定を完了し、確認を終える

- ③担当(運営)チームは、試合日毎に当番制により割り当てる
- ④担当チームは、競技の記録と結果の報告を記録委員長に行う
- ⑤担当チームより依頼のあるときは、各チームとも協力を行う
- ⑥その他、必要事項については、運営委員会で協議する
- ⑦試合時間に無理の無いよう計画し、1日2試合、又は土日で2試合のペースを守る
こと
- ⑧ 毎年10月までに1チーム20試合をめどにゲームがこなせるようにする

6. 審判については、帯同審判制とする<有資格者>

- ①主審は、原則として各チームの帯同審判員が行う
- ②審判の服装については、審判着(上着・パンツ・ソックス・ワッペン)とする
- ③上記の①以外で、上級が帯同できるときは、積極的に活用する
- ④チームは、2名以上の審判員を育成し、登録することとする
- ⑤審判への謝礼は、1人制審判対応になった場合支給する。(主審のみ1,000円)
- ⑥審判証を本部で提示すること(写真の無い場合は無効)
- ⑦ 審判報告書の提出を行うこと

7. ユニフォーム

ユニフォームの途中変更は可能とする(サード、フォースユニフォームも可)

但し、県大会においてはその限りではない

8. 施設・用具・ピッチ及びボール

- ①芝生(陸上競技場等)が利用できる場合は積極的に利用する。その時の費用は、リーグより支出する。芝生が利用できないときは、各学校のグラウンドとする
(ピッチサイズは、68m×50mを推奨する)

ペナルティーエリア:12m ペナルティーマーク:8mペナルティーアーク:7m

ゴールエリア:4m センターサークル:半径7m コーナーアーク:半径1m

ゴールの大きさ:ゴールの内法縦2.15m×横5m(少年用)丸形、角形、簡易ゴールも可とする

- ②各フラッグ等は確実に設置し、ラインについては石灰を使用すること(芝は芝用)

- ③ ボールは、 を試合球として使用する

9. チーム参加料 1チーム 30,000円

- ①参加費は毎年指定日までに完納することとする
- ②その他必要な経費については、参加チームの了解のもとに別途追加徴収することができるものとする

10.表彰

全日程終了後、優勝・準優勝、3位を表彰する。また、競技運営委員会で別に賞を設けることができる

11.チームの参加及び脱退

①参加は、毎年指定日までに、参加料を完納し規定の登録票に必要事項を記載の上、那覇市サッカー協会に参加手続きをとること

(但し、大会委員会で審議し、リーグへの参加の可否を決定する)

②運営事項に違反し、その他不都合の行為があったときは、大会委員会の裁定により脱退を通知する

* 正当な理由か否かは競技運営委員会において提案、大会委員会で審議する

③リーグ戦途中で脱退した場合においても全日程(前期又は後期)終了までは運営協力を義務づける

④ 参加費用についてはいかなる理由があっても返金しない

12.県大会への参加

上位チームは、11月に行われる全日本少年サッカー大会沖縄県中央大会へ推薦する地区割り当て数については地区リーグ参加チーム数によって算出する

13.その他

リーグ参加チームは、必ず指定研修会(指導者又は保護者)を受講することを義務づける。参加を怠った場合、当該チームにはペナルティを課す(ペナルティについては大会委員会で協議し決定する)

2018年度よりの補足事項

4.試合運営 の事項に関して

試合の運営は、グループ運営とし、各チーム1名を運営担当として参加し、グループで責任の一切を統括する

5.担当運営委員及び担当チームの任務 の事項に関して

⑨ 運営者(グループ)で、各グループ試合の記録・審判確認・選手チェック等、運営の一切を行なう

⑩ グループにて、リーグに必要な備品を担当を振り分けし、責任を持って行なうこと

11 グランドへの保護の為、テーブルや椅子等の軽量化や簡素化に勤めること

12 ボールボーイや試合記録係りを簡素化し、選手が参加しやすい環境を創る

13 速やかな運営を心がけ、拘束時間の短縮化と選手の負担減を図る

14 グループの担当試合が終了した際には、すみやかに次グループへ引き継ぐ

15 審判は、レフェリーズ・ダイアリーの記録を促進し、各自技術の向上を図る

2018年4月16日改定